令和6年度 宮崎地方最低賃金審議会 第3回宮崎県最低賃金専門部会 議事録

1 日 時

令和6年8月9日(金)午後3時00分~午後8時02分

2 場 所

宮崎合同庁舎2階 共用大会議室

3 出席者 (五十音順)

公益代表委員 橋口、宮川、森部 労働者代表委員 鎌田、重黒木、白崎 使用者代表委員 河野、酒匂、野口

事務局一吉野労働基準部長、中玉利賃金室長、髙田室長補佐

4 議事内容

【室長補佐】

ただ今から、第3回宮崎県最低賃金専門部会を開催いたします。

本日は、9名の委員全員が出席されていますので、最低賃金審議会令第5条の定足数を満たしていることをご報告いたします。

本日の議事録の確認は白崎委員と河野委員にお願いいたします。

また、当専門部会の開催について公示を行ったところ、3名の申し込みがあり、3名傍聴されている他、報道機関の方が若干名傍聴予定であることをご報告申し上げます。

傍聴者におかれましては、「傍聴に当たっての遵守事項」を厳守のうえ、会議を傍聴されますようお願いいたします。本日の会議資料については閲覧用を準備しておりますので、会議中にご覧いただいて差し支えありませんが、お持ち帰ることはお控えください。

なお、会議資料の一部については後日、宮崎労働局ホームページに掲載いたしますので、必要な場合はそちらをご利用願います。

それでは、以後の議事進行を森部部会長にお願いします。

【森部部会長】

皆様よろしくお願いします。

それでは、第3回の専門部会を開催したいと思います。全国の結審状況について、8月7日の第2回専門部会で事務局から説明いただきましたが、その後あらたに判明したことがあれば報告をお願いします。

【賃金室長】

本日1枚ものの資料「令和6年度他県の審議状況9日AM時点」をお配りしていますので、そ ちらをご覧ください。

本日の13時時点の状況について、Cランクの県を中心に記載しております。

Cランクの県において、8月7日にお知らせした秋田が目安+4円の54円引き上げの951円で結審しているほか、先ほど熊本が目安+4円の54円引き上げ、952円で決まったとの情報が入っております。その他のCランクの県はまだ審議中と聞いております。

全国の結審状況は3に記載のとおりです。県名の隣の確固書きの数値は目安に対する上乗せ額であり、何もない県は目安どおりとなります。前回の8月7日に以降に確認できたのは群馬が8月8日に目安どおりに結審しております。

説明は以上です。

【森部部会長】

ただいまの説明について、何かご質問等ございますでしょうか。

(意見なし)

それでは、金額審議に入ります。

前回の部会で金額審議が行われ、

労側は 63円引き上げの960円

使側は 32円引き上げの929円

という提示額で、31円の差で前回終わっております。

本日の時点で、あらためて、労側、使側のそれぞれから金額提示を含んだお考えを伺いたいと 思います。

全体会議で進めていくか、それとも個別協議で進めていくかというところをお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

【白﨑委員】

労側で論議をしてまいりまして、2回目の金額を提示させていただきたいと考えており、全体会議の中で金額の説明をさせていただいて、そのあとに個別協議でお願いいたします。

【森部部会長】

労側からこのような提案がありましたが、よろしいでしょうか。

【河野委員】

金額を提示していただいて、内容を説明して、それから個別で。

【森部部会長】

その後、労側と個別にするのか、使側と個別にするのか、どちらがよろしいでしょうか。

【河野委員】

どちらでも構いません。

【森部部会長】

では、まずは全体協議の中で労側の金額提示と説明をお願いいたします。

【鎌田委員】

では、私から背景等も含めて説明いたします。

まず、労側といたしましては、歩み寄りの姿勢を示すということが重要だろうというふうに、

思っており、今回、歩み寄りの金額を2回目として出させていただきます。

背景としましては物価高がご存知のとおり続いております。労働者の生活は厳しさを増しており、とりわけ最低賃金近傍で働く仲間の暮らしは極めて厳しく、今年の最低賃金引き上げの期待感はかつてなく高く感じております。労側は物価高について7月 29 日第1回専門部会にて、帰属家賃を除く宮崎市の消費者物価指数をお示しし、全国平均よりも宮崎が上回っていることなどから、最低賃金の大幅な引き上げの趣旨の説明をさせていただきました。

また、賃金室事務局の方から前回の8月7日の第2回専門部会にて物価高にさらに踏み込んでいただき、宮崎における頻繁に購入する生活必需品を含む支出項目にかかる消費者物価の上昇率について、年収230万以下の層、すなわち最低賃金近傍で働く方々に関した物価上昇率の説明をいただき、いかに宮崎の最低賃金近傍で働く方々の物価上昇の影響を受けているかというのを真摯に受け止めたというのが労側の受け止めでございます。

今回この事務局からいただいた物価高の資料を検討した結果、働く人の暮らしを守る生計費に重きを置いた2回目の金額提示をさせていただきます。まず、こちらの用紙の方を見ていただきまして、1.でございますが、我々労側といたしましては、別添2-3という6パターン中から一つ選択をさせていただいております。なぜここの部分を選んだかと申し上げますと、光熱水道費除くというのがございます。特に電力料のところは補助が出ておりますので、ここの部分は非常に参考にするには難しいであろうと労側は判断いたしました。ですので、光熱水道を除くというところの6.40%というところを労側は着眼いたしまして、現行の897円から6.40%の58円というところでございます。

続きまして都市部との額差是正、若年層の県外流出抑制など様々な部分で労側の方からは、今回別紙資料等を使って色々と説明させていただきました。ここの部分は数値的にはもう現れない部分だというふうに思ってるんです。つきましては、この物価高に1円を足させていただきまして、59円引き上げの956円ということで2回目の金額提示とさせていただきます。

参考でございますけども、左下、2.でございます。こちらは連合宮崎結成以来の過去最高の賃上げでございました。連合宮崎組合員34,000人おります。その方々の賃上げの平均、法定労働時間で割った時に59円という形で、あくまでも参考でございますが、今回の59円と匹敵する額でもあります。

右側の方で3.でございます。影響率というところも我々は着眼を行いました。こちらご覧いただきまして、951 円の54 円引き上げから960 円の63 円引き上げまでは非常にこの影響率の幅は0.88 でしかないというところも今回の2回目の金額提示の参考とさせていただければなと思っております。

最後でございます。全国平均は1,004円で宮崎は現行897円です。労側は今回と来年で1,000円以上に達成することができる目処にするための分水嶺と捉えておりますので、是非ともよろしくお願いいたします。以上です。ありがとうございます。

【森部部会長】

ありがとうございます。何か付け加えることとかありますでしょうか。

【白﨑委員】

金額につきましては鎌田委員が説明したとおりでございます。やはりポイントは、都市部 との格差是正と若年層の方々の県外流出のところっていうのがやっぱそこに取り合わない かなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

【森部部会長】

ありがとうございます。では、よろしいですか。 全体協議の関係で何かご質問等があればお願いします。

【河野委員】

個別の中で。

【森部部会長】

それでは、いったん全体協議はこれで終わりにして、個別協議に入りたいと思いますが、よろ しいでしょうか。今、労側からお聞きしたので、使側からでよろしいでしょうか。

(労側委員を控室へ案内)

< 1回目の公使個別協議開始>

(使側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(労側委員を呼び込み)

< 1回目の公労個別協議開始>

(労側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(使側委員を呼び込み)

< 2回目の公使個別協議開始>

(使側委員を控室へ案内)

< 公益委員協議 >

(使側委員を呼び込み)

< 3回目の公使個別協議開始>

(使側委員を控室へ案内)

<休憩> (労側委員を呼び込み) < 2回目の公労個別協議開始> (労側委員を控室へ案内) < 公益委員協議 > (使側委員を呼び込み) < 4回目の公使個別協議開始> (使側委員を控室へ案内) < 公益委員協議 > (労側委員を呼び込み) < 3回目の公労個別協議開始> (労側委員を控室へ案内) < 公益委員協議 > (労側委員を呼び込み) <4回目の公労個別協議開始> (労側委員を控室へ案内) (使側委員を呼び込み) < 5回目の公使個別協議開始> (使側委員を控室へ案内) < 公益委員協議 >

< 公益委員協議 >

- (労側委員を呼び込み)
- <5回目の公労個別協議開始>
- (労側委員を控室へ案内)
- < 労側委員が控室で協議 >
- <6回目の公労個別協議開始>
- (労側委員を控室へ案内)
- <休憩>
- < 公益委員協議 >
- (労使各側委員を呼び込み)
- <全体協議の再開>

【森部部会長】

それでは公益見解をお示しいたします。皆様のお手元にあるになる別紙「公益委員見解(案)」 を見ながら説明させていただきます。

それでは公益見解をお示したいと思います。お手元に案があると思います。こちらを元に見解を述べたいと思います。本日、令和6年度宮崎県最低賃金の改定審議に当たりまして、第1回宮崎県地方最低賃金審議会最低賃金専門部会において、労使それぞれから基本的見解が、理由とともに示され、本日まで計3回にわたって審議を行ってまいりました。まず1については労側の主張になります。

長くなりますので、こちらはお読みください。このような形で主張されました。使用者側については2について、使用者側の主張が述べられております。公益見解ですが、3の公益見解になります。

このようなことから労使各側から基本的見解と金額提示がなされました。真摯に議論をしていただきましたが、提示金額に乖離があり、最後まで引き上げ金額に関して、意見の一致を見るに至らず、公益見解に基づき判断することで各側から了承を得られましたので、以下に公益見解をお示しします。まず、理由としましては、(1)から(4)までのような状況を勘案して公益見解に至りました。

このような、雇用情勢や経済情勢を踏まえまして、今年度の宮崎県最低賃金の改定に対しまして、当該審議会に提出されました、資料及び労使双方の具体的な主張に鑑みまして、最終的には 労使双方の提示金額の乖離は埋まりませんでした。この考え方については十分理解できるもので ございます。 そのようなものを総合的に勘案した結果、令和6年度最低賃金につきましては、宮崎県における消費者物価指数を特に勘案することとし、中央目安小委員会と同じく令和5年 10 月から令和6年6月までの9か月とするが、経済産業省が実施するエネルギー価格の負担軽減策の影響を考慮し、水道光熱の項目を除外した6.17%に基づき、現行の897円から55円引き上げて952円とし、発行日は法定どおりとすることが妥当であると考えました。

なお、中小企業・小規模企業者が継続的に賃上げしやすい環境整備の必要性は労使共通の認識であること、中小企業・小規模事業者を取り巻く経営環境は円安や資源高を背景とする原材料費の高騰に加え、多くの事業者が十分に価格転嫁できていないことなどによる先行きへの不安や懸念を抱えていることに配慮する必要がございます。

このように、業務改善助成金等の各種助成金の積極的な活用や実効性のある価格転嫁策を徹底 し、中小企業・小規模事業者が賃上げの原資を確保できるよう、政府による支援の一層の強化が 必要であることを申し添えます。以上が公益見解となります。

この公益委員見解に基づき、専門部会報告を取りまとめることについて採決をしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、これから採決に入りますが、採決については、個人や団体の権利利益が侵害される おそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれるおそれがあると判断されますので、 非公開とします。傍聴人の方は採決後にお呼びしますので、採決が終わるまで会議室の外でお待 ちください。

(傍聴人退席)

この公益委員見解につきまして、専門部会報告をとりまとめることについて、採決をしたいと 思います。

採決は、「反対」「賛成」の順に行います。

それでは、公益見解に「反対」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 3人)

次に、公益見解に「賛成」の委員は、挙手をお願いします。

(挙手 5人)

ありがとうございます。

(傍聴人入室)

採決の結果、公益見解は賛成多数により採択されましたので、専門部会報告をまとめ、審議会 会長あてに報告したいと思います。

続きまして、これまでの審議において、ご意見のあった「付帯決議」について、検討したいと 思います。事務局から説明をお願いします。

【賃金室長】

本日の付帯決議案の資料をお配りしておりますので、ご覧ください。

付帯決議については、令和3年以降、部会報告及び答申文に盛り込んでおります。今年度の付 帯決議については、昨年度のものを基本として、これまでの審議の中で、委員の皆さんからの発 言を踏まえて作成しております。

特に今回の目安額を上回る過去最大の答申になりますが、項目 2 について、昨年度は「原材料費等の高騰の影響を強く受けている中小企業・小規模事業者に対し、賃金引上げ幅に見合った実効性のある新たな支援策の創設を早急に検討すること」としておりましたが、宮崎県の中小企業・小規模事業場の皆様において、価格転嫁の状況が十分ではないとの実態があることから、項目 2 を見直しております。その他については昨年同様としておりますが、委員の皆様からご意見を頂ければと思います。

なお、付帯決議については、全会一致として、部会報告文、答申文に記載することとしたいと 考えておりますので、ご審議をお願いいたします。

【森部部会長】

説明ありがとうございます。公益委員としましては、本年度の金額改定審議において、物価高による影響を受けている中での審議となったこと、また、目安額が過去最大のものとなったことで、労使当方において議論が大変困難を極められたものと考えております。

その上で、この公益見解案による「付帯決議案」も内容は公・労・使がともに困難な先を見据 え、ともにこれからも協力していくことを目指した決議であると考えております。

従いまして、この付帯決議の採択に当たっては、最低賃金審議会の本審に向けて、専門部会委員の全員が一致して明確な意思を表明する、という趣旨でお臨みいただきたいと存じます。

なお、付帯決議の内容は、先ほどの採決の結果と一緒に審議会会長宛に専門部会として報告することとなります。

ここまでで何かご質問がございますでしょうか。

【重黒木委員】

質問よろしいですか。4.の年収の壁の関係なんですけれども、趣旨としては、年収の壁を気にせずに働くということだとか、最低賃金についても、そういったことを考えるようにすべきという趣旨ということでよろしいでしょうか。

【賃金室長】

意味合いとしましては、年収の壁により労働時間を調整することにより人手不足になるなどの 状況を改善していくような趣旨で申し上げております。

【重黒木委員】

年収の壁があるから働かないっていうようなことを、今後、考えないような内容になっていく、 制度としてなっていけばいいなっていう話ということよろしいでしょうか。

【賃金室長】

はい。

【森部部会長】

この付帯決議に関して他に何かご質問等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。 それでは、付帯決議案の採決に移りたいと思います。

(傍聴人退席)

採決は、「反対」「賛成」の順に行います。 それでは、付帯決議に「反対」の委員は、挙手をお願いします。 (挙手 0人)

次に、「賛成」の委員は、挙手をお願いします。 (挙手 8人)

(傍聴人入室)

採決の結果、付帯決議案は全会一致により決議されましたので、先ほどの採決の結果と一緒に、 審議会会長あてに専門部会として報告したいと思います。

なお、第1回専門部会で確認しましたとおり、最低賃金と生活保護費の比較については、令和4年10月6日発効の宮崎県最低賃金(時間額853円)は令和4年度の宮崎県の生活保護水準を下回っていなかったことを付記したいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議なし)

了解いただきましたので、その方向で報告案を作成したいと思います。 しばらく(5分程度)休憩とします。

<休憩>

<事務局で報告案を作成、各委員へ配付>

【森部部会長】

それでは、再開したいと思います。事務局は報告案を配付願います。

ただいま事務局より配付していただきました「宮崎県最低賃金の改正決定に関する報告書」について、まずはご確認ください。少し時間を取りますので、黙読してご確認ください。

< 各委員報告書案を黙読、確認 >

それでは、ただいまの専門部会報告を本審に報告することとしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。

了解いただきましたので、このあと開催される宮崎地方最低賃金審議会へ報告することとし、 専門部会は終了いたします。

本日の会議記録につきましては、議事録を作成します。

本日の議事録の確認は白崎委員と河野委員にお願いいたします。

また、本日の議事録については、公・労あるいは公・使の個別協議及び採決については、個人 や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換が損なわれるおそれがあることから、 非公開とし、公・労・使の三者が揃った審議については、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれ、 個人や団体の権利利益が侵害されるおそれ、率直な意見の交換や意思決定の中立性が損なわれる おそれはないと判断されますので、宮崎地方最低賃金審議会最低賃金専門部会運営規程第7条第 2項の規定により公開したいと思いますがご異議はございませんか。

(異議なし)

【森部部会長】

それでは、専門部会を終了します。お疲れ様でした。

슾

長

郭

	Δ	IX.		
労偅	前者側代表	₹委員		
使用	者側代表	₹委員		